

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	

【改正の概要】

北条港にプレジャーボート係留施設が設置されること（18.4.1 供用）に伴うもの

【改正の内容】

北条港のプレジャーボート係留施設は、船長8メートルを超える船舶が係留されることから「プレジャーボート係留施設使用料」の定義規定を見直す（船長規定の撤廃）。

新	旧
「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶_____を係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。	「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶で船長8メートル以下のものを係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。

施行日 公布日

【その他参考事項】

「プレジャーボート係留施設使用料」

種別	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円

プレジャーボート係留施設を有する港湾

整備年度	港湾名	係留船舶数	整備費用
H3	伊予港	62隻	37,000千円
H3	中島港	32隻	20,543千円
H17	北条港	51隻	10,200千円